

政令第七十一号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「第十二条の表十三の項」を「第十二条の表七の項」に改める。

第十二条の見出し中「割合等」を「割合」に改め、同条中「又は額は、それぞれ」を「は、」に改め、「又は同表の第三欄に掲げる額」を削り、同条の表中「又は額」を削り、同表六の項中「又は同法」を「同法」に改め、「軽費老人ホーム」の下に「又は同法第二十条の七に規定する老人福祉センター」を加え、同表中十の項を削り、九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七

一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校

）
十分の七・五

(幼保連携型認定こども園を除く。)の施設を除く。)

第十二条の表中十二の項及び十三の項を削り、十四の項を十二の項とし、十五の項を十三の項とし、十六の項を十四の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の第十二条の規定は、令和七年度以降の年度の予算に係る国の補助（令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、令和六年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和七年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助については、なお従前の例による。